

KAKEGAWA
GIGA-School
情報セキュリティ
&
情報モラル
HandBook



掛川市教育委員会

(学校教育課 指導係 GIGA 班)

目次

目次	P 1
○ はじめに	P 2
1 情報セキュリティって何だろう？		
・ 情報セキュリティ	P 3
・ 個人レベルの情報セキュリティ	P 3
2 情報モラルって何だろう？		
・ 情報モラル	P 4
・ インターネットと SNS	P 5
インターネット	P 5
SNS (ソーシャル ネットワーキング サービス)	P 5
・ インターネットの危険性	P 5
インターネットの詐欺	P 5
コンピュータ ウィルス	P 6
不正アクセス	P 6
人為的な行為	P 6
・ 個人情報の公開	P 7
・ インターネットを正しく使うために	P 7
3 情報セキュリティ、情報モラル教育		
・ 小学校低学年		
iPad はルールを守って使おう	P 8
知らない人には自分のことをおしえない	P 8
・ 小学校高学年		
インターネットを使ってみよう	P 9
連絡はメールや SNS だけではなく、ちょくせつ話をしてみよう	P 9
著作権について知ろう	P10
ほかの人がうつっている写真を使うときは、許可をとろう	P10
・ 中学校		
インターネットの危険性	P11
日常生活の中で気を付けたいこと	P11
あなたの SNS の書き込みは大丈夫ですか？	P12
4 情報機器を適切に活用するために		
・ 学習用 iPad を使うときの健康面への注意	P13
・ 学習用 iPad の持ち帰りの約束 (例)	P14
・ 情報機器を適切に活用するために	P15
付 録		
かけがわ型 GIGA スクール構想	P16
情報モラル指導モデルカリキュラム表	P17
本冊子の参考にさせていただいたホームページ	P19



はじめに

私たちのまわりには、たくさんの情報があふれています。

この冊子は、GIGA スクール構想の推進により、1人1台配布された学習用 iPad を活用するにあたり、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる ICT 教育を実現するために、推進に必要な情報セキュリティおよび情報モラルについて整理しまとめたものです。本冊子を授業等に活用して、子どもたちの情報活用能力の育成をお願いいたします。

これまでの教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出し、掛川市のすべての子どもたちが学習用 iPad を適切に活用して、問題解決を行うことを学び、未来を切り拓く力を身に付けることを願っております。



令和3年9月

掛川市教育委員会
教育長 佐藤嘉晃

※ GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想：児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想です。

※ ICT教育：ICTとは「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。日本では、ITは「通信技術」そのものを指し、ICTはITに[C:コミュニケーション]の要素を含めた、通信技術を使ったサービスや産業、活用法を示していますが、最近は同じ意味で使われることが多くなっています。

ICT教育は、コンピュータ(タブレット)やスマートフォンなどの通信機器、インターネットやSNSなどの通信技術を使った教育を示しており、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有が重要視されています。

ICT機器が普及し、様々なものがネットワークにつながり手軽に情報の伝達、共有が行える環境として一人一台端末が整備されました。また、プログラミング教育が必修化され、教育の質の向上や時代が求める新しい学びの実現に有効なものとして期待されています。

じょうほう

情報セキュリティって何だろう？



じょうほう

・情報セキュリティ

「セキュリティ」には「安全」や「保安」という意味があります。

「情報セキュリティ」とは、私たちがコンピュータやインターネットを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウィルスに感染してデータが壊されたり、急に使えなくなったりしないように、いつでもアクセスできる環境を安全に保つことを示します。

そして、そのための必要な対策をとること。それが「情報セキュリティ対策」です。

こじん

じょうほう

・個人レベルの情報セキュリティ

パソコンやタブレット、スマートフォンを使った情報の検索、電子メール、ブログへの書き込み、ネット上での買い物など、日常生活の中でインターネットやSNSを利用する機会はますます増えており、個人で利用する場合にも、情報セキュリティに対するしっかりとした知識と対策は欠かすことができません。

住所、氏名、電話番号などの重要な情報や電子メールの内容、クレジットやプリペイドで買い物をした履歴など、利用者の多くの情報が、ネットワーク上にデータとして保存されています。これらの情報は、事故や悪意のある攻撃によって漏洩したり、悪用されたりする危険性があることを認識しておく必要があります。各種のIDやパスワードなども、他人に不正に利用されてしまうと、大きな危険が伴いますので、利用している本人がしっかりと管理する必要があります。



また、ウイルス対策や使っているソフトウェアの脆弱性の対策は欠かすことができません。ウイルス対策には、ウイルス対策ソフトを導入することが必要です。また脆弱性の対策には、ウイルス対策ソフトをいつも最新の状態にしておくことが大切です。

ぜいじゃくせい

脆弱性：コンピュータなどのソフトウェアで、プログラムの不具合や設計ミスが原因となって発生した情報セキュリティ上の欠陥。「セキュリティホール」とも呼ばれます。脆弱性に対応されていないコンピュータを使用していると、不正アクセスに利用されたり、ウィルスに感染したりする危険性があります。

じょうほう

情報モラルって何だろう？



じょうほう

情報モラル

「モラル」とは、『(1) 道徳。倫理。習俗。(2) 道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて具象化したところに生まれる思想や態度。』とあります。(広辞苑)

「情報モラル」といっても、特に難しいルールがあるわけではなく、通常の生活で守られている「道徳・常識」といったものを守っていれば、基本的な部分は守られていることとなりますが、それでもインターネットの世界は、通常とは異なる世界ですので、その世界の特別なルールと一般的な道徳・常識を合わせて**情報モラル**と呼ばれ、

- 自分の身を守る
- 他人に迷惑をかけない

基本的には

の2つに集約されると考えられます。

また、日本の情報モラル教育の目的には、いわゆるモラル教育の観点とは別の側面があります。

それは「危険回避(情報安全教育)」です。

危険回避(情報安全教育)

情報に対して的確な判断が難しい児童生徒を危険な目にあわせないために、情報モラル教育の中で、まず先に対処しなければならないのは、情報安全教育と考えられています。

ネットワーク上ではさまざまな問題が起こっており、児童生徒が不用意に参加することは、予想もできない危険にさらすことになりかねません。

情報モラル教育は、さまざまな場面での的確な判断力を養う礎になるものです。危険を避けるノウハウを教えるだけの情報モラルでは対処できません。



このため、「情報モラル」は、情報教育の狙いである「情報社会に参画する態度」の育成、ひいては「情報の科学的な理解」「情報活用の実践力」の育成のバランスの中で育成することが求められるわけです。

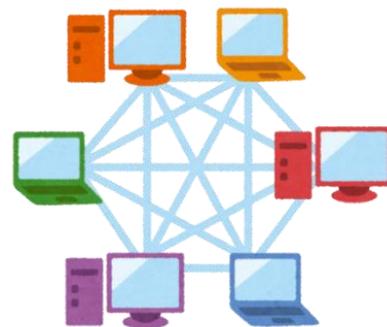
・インターネットとSNS

■ インターネット

インターネットは、世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークで、情報を公開する仕組みをWebサイト（ホームページ）といい、制作されたWebサイトのコンテンツ（内容）は、インターネット上にあるWebサーバに保存されて、それぞれにアドレス（URL）が割り振られています。

私たちは、自分のパソコンなどからWebブラウザという専用のソフトウェアでURLを指定することで、世界中のホームページを閲覧し、情報を取得できます。

個人でもアドレスを取得すれば、だれでもホームページを持つことができ、自分のホームページやブログ、電子掲示板などから自分の情報を発信することができます。



■ SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）

SNS（Social Networking Service）は、登録された友人同士や同じ趣味を持つ仲間などがネットワーク上で集まって、情報交換や交流ができる会員制のサービスで、利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

多くのSNSに参加する人は、自分の情報を発信するページを持って、そこに個人のプロフィールや写真、動画などを公開することができたり、他の人のページにメッセージを書き込んだりすることができます。

・インターネットの危険性

インターネットで一般のホームページを見ることは、本当は危険なことではないのですが、中には悪意を持ってホームページを作成する人や他の人を攻撃する人がいます。

■ インターネットの詐欺

インターネットの世界でも、詐欺や犯罪行為が増加しています。たとえば…

- ・ バナー広告などで誘導してクリックさせることで架空請求する「ワンクリック詐欺」
 - ・ 偽物のホームページに誘導し、個人情報などを盗む「フィッシング詐欺」
 - ・ 架空の商品を出品して、金銭や個人情報をだまし取る「オークション詐欺」
 - ・ 出会い系サイトなど公序良俗に反するホームページ
 - ・ 麻薬などの違法薬物や法律で禁止されているものを販売しているホームページ
- など、いろいろな手口があります。

コンピュータウイルス

コンピュータウイルスは、悪意のある電子メールの添付ファイルや、悪意のあるホームページを見ることで感染する、コンピュータの動作を妨害する特殊なプログラムです。

ウイルスには、データを消してしまったり、パソコンが起動できないようにしてしまったりする危険性が高いもの、ユーザIDやパスワードなどの個人情報を盗みだして外部に送信してしまうタイプのものもあります。

なにより大きな特徴として、多くのウイルスは自己増殖するための仕組みを持っています。ネットワークに接続している他のコンピュータなどに感染する方法で増殖し、他のコンピュータに登録されているアドレス帳や電子メール等の履歴を利用してウイルス感染したメールを送信することで、さらにウイルスが蔓延する原因になっています。



不正アクセス

不正アクセスとは、制限のあるサーバやシステム内に、権利を持たない人が侵入する行為です。いったん侵入されると、システムに保管してある重要情報が盗み出されたり、システムが壊されたり、乗っ取られてしまったりすること、などがあります。

インターネットは世界中とつながっているため、不正アクセスは世界中のどこからでも行われる可能性があります。

人為的な行為

インターネットの世界では、特にその匿名性や顔が見えないといったところから、「何をしてもしわからないだろう」という錯覚に陥りやすく、通常生活している社会ではきちんと守られているルールが守れなくなってしまうことが多いといった問題点が指摘されています。

また、顔が見えないというところからもわかるように、相手が大人なのか、子どもなのか、男なのか、女なのか、ということもインターネット上では知ることができません。



本市が導入した学習用iPadは「フィルタリングソフト」により、閲覧できるホームページを制限するとともに、制限によりロックされたホームページの閲覧履歴を保存しており「誰が・いつ・どのホームページを開いたことでロックしたのか。」を追跡調査することができます。

こじんじょうほう こうかい ・ 個人情報の公開



個人のインターネット利用において、問題となるのが「**個人情報**」の公開です。ブログやSNSを使って、個人が情報発信をする機会が増えていますが、自分の写真や連絡先をネット上に公開することには危険が伴います。

また、電子掲示板やホームページ、インスタグラムなど、だれでも見られる場所に、他人の個人情報を公開することは、たとえ本人から事前に許可を得たとしても、プライバシー保護の観点からも慎重になる必要があります。

ただ つか ・ インターネットを正しく使うために

インターネットでの犯罪は、お金が目的で行われることが多く、個人プロフィールやユーザID、パスワードなどの「個人情報」を盗んで悪用し、他人になりすまして買い物をしたり、有料の違法サイトを見るなどさまざまな手法で行われます。

お金目的以外でも、他人のアカウントを使っていやがらせの書き込みをする、デマなどのウソの情報を流すなどの行為もあります。

インターネットやSNSなどが広く普及したことにより、これまで現実の社会で存在していた詐欺や犯罪行為が仮想世界でも行われるようになってきています。

インターネットが便利なのは犯罪者にとっても同じです。これからも、犯罪行為にインターネットが使われ、いろいろな手口が出現してくることはまちがいありません。

インターネットを利用する私たちは、注意して正しく使うことが大切です。



これまでの説明のとおり、たとえ子どもがやったことであっても、**その行為を行っている本人が自分できちんとその責任を取らなければなりません。**

したがって、**情報モラルは子どもであってもしっかり認識し、守らなければならない**ため、情報モラルに対する教育が必要となるわけです。





小学校低学年

iPadはルールを守ってつかおう

iPadは、とてもべんりな道具です。

でも、つかい方をまちがえるとiPadがこわれたり、あぶないことにまきこまれたりすることもあります。

正しいつかい方をおぼえて、ルールを守ってだいじにつかいましょう。

iPadをつかうときは…

もちほこぶときは バッグに入れる。

がめんをつよくおさない。

でんげんコードだけを ひっぱらない。

水をかけない。のみものを ちかくにおかない。

ひつようのない インターネットのサイトを 開かない。

iPadがおかしいな? と思ったら すぐに先生につたえる。



しらない人には 自分のおしえない

しらない人に 自分のおしえと、きけんなめに あうかもしれません。

しらない人には なまえ や でんわばんごう など 自分のおしえないように しましょう。



しらない人におしえないことは…

じぶんのなまえ 、かぞくのなまえ

じゅうしょ 、でんわばんごう

がっこうのなまえ 、iPadのパスコード

ほかにも だいじなことは おしえない

みんなで「おしえてはいけないこと」をかんがえよう

○ でんわにでるときも、なまえ や かぞくのことを おしえないように しましょう。

インターネットを使ってみよう

インターネットには、世界中のいろいろな情報があふれています。
でも、中には正確でない情報やうその情報、更新されていない古い情報で、現在はつかわれない情報などもあります。



インターネットを使うときは…

- ・ひとつだけのホームページを見て、
それだけで、すぐに信用しない。
- ・テレビによく出ている有名人だから
大丈夫 …では、ありません。
- ・悪意があつて、だまそうとする
ホームページもあります。

インターネットの情報が正しいか、大人でも判断がむずかしいことがあります。
正しい使い方をおぼえて、ルールを守ってインターネットを使いましょう。

連絡はメールやSNSだけではなく、ちょくせつ話をしてみよう

タブレットやスマホは、とてもべんりな道具です。

はなれていても、相手がいなくてもメールなどを使って連絡できます。

でも、**ちょっとまって！**

ちょくせつ会って相手の表情やしぐさから、気持ちを感じ取ることは大切です。

全部のことを、タブレットやスマホを使って連絡するのではなく、相手の気持ちを考えたつたえ方をおぼえて、必要なときにiPadなどを使いましょう。

また、相手がちょくせつ見えなくても、目の前にいるつもりでメールを送りましょう。

相手の表情を見ながら
話をすることは、大切な
ことです。



著作権について知ろう

音楽やアニメなどの作品は、その作品を作った人が、それぞれ自分の考えや気持ちも作品として表現したものです。

この表現された作品を「著作物」、著作物を作った人を「著作権者」、法律によって著作権者に与えられる権利を「著作権」といいます。

インターネットやほかの人の作品が、ぜんぶ使えないということではありません。学校の発表などではルールを守れば使うことができます。これを「引用」といい、次のようなルールがあります。

ぼくも「ちょさくぶつ」です。
かけがわ市が「ちょさくけん」
をもっています。



【引用のルール】

- ・ 無断で使用することはできません。
- ・ 引用部分を『』（カギかっこ）でかこみ、らん外に出所を記入します。
- ・ インターネットの情報は、引用したサイト名とURLを記入します。
- ・ ほかの人が考えた作品やキャラクターをまねして、自分の作品として発表してはいけません。

ほかの人がうつっている写真を使うときは許可をとろう（肖像権）



かわいい！！
みんなに送ろう！

iPadやデジタルカメラを使って、簡単に友だちの写真を写すことができます。

その写真をホームページにのせたり、SNSでほかの人に見せたりすることもできます。

でも、友だちはその写真を他の人に見られたくないかもしれません。

写真を使うときには、その友だちに許可をもらう必要があります。

家で髪を切っていること
知られたくないな



中学校

インターネットの危険性

インターネットやYouTubeなど、だれでも簡単に情報を発信できる便利さがあり、世界中からのたくさんの情報があふれています。

これらを使う上で、中には正しくないホームページや悪意を持ったホームページなどが存在することを知らなければいけません。

今はやりの映画やアニメ、音楽をインターネット上で「無料」で公開しているサイトを見つけました。ラッキー！ダウンロードして友だちに自慢しよう…。

でも、ちょっとまって!!

それは**法律違反**です!! そのようなサイトは「闇サイト」とよばれ、ファイルにウイルスが仕込まれていたり、個人情報などを盗むようになっていたりします。

絶対に見に行かないようにしましょう。



YouTubeには、いろいろな動画がアップされています。自分にもできそうな気がする動画がありますが、だれもが簡単にはできないから、YouTubeにアップされ、みんなが見ているわけで、なかには過激な動画やまねをすると危険な動画もあります。面白半分でもねをしないでくださいね。

日常生活の中で気を付けたいこと

スマホやタブレットなど、デジタル機器のある生活が当たり前になりつつあります。

オンラインゲームやネット動画を見たり、友だちとチャットをしたり、デジタル機器を使う時間は増える一方です。また、常にSNSの書き込みが気になり、何事にも集中できなくなる子どももいます。

自分をコントロールできず、スマホが手放せなくなると、日常生活に支障をきたすだけでなく、健康面でもマイナスです。受験や大事な行事の前など「いざ!」というときに後悔しないよう、自分をコントロールする力を育てましょう。



iPadを使っている時間の長さよりも、何にどのくらい使っているかが重要です。使い方の見直しやアプリごとの時間制限など、管理機能を上手に活用しましょう。(学習用iPadのアプリの制限や時間制限の設定は、学校ごとに異なります。)

あなたのSNSの書き込みは大丈夫ですか？

情報セキュリティ

インターネットやSNSに写真やコメントを投稿するときは、その内容に個人情報が含まれていないか、確認してから投稿しましょう。

文字の情報からだけでなく、写真に写っている名札や背景などから名前や住んでいる場所など、個人を特定することができてしまうことがあります。



情報モラル

SNSはコミュニケーションツールになっており、身の周りでおこったことを簡単にリアルタイムで書き込んだり、友だちの写真を投稿したりして、楽しむことができます。しかし、簡単に書き込むことができるため、多くのトラブルも発生しています。楽しむだけではなく、リスクもあることを理解しましょう。

SNSの怖さをもう一度確認しましょう。

- 発信した情報は、世界中にリアルタイムで広がってしまいます。
- 一度書き込んだ情報、画像などを完全に消すことは絶対にできません。
- 匿名で書き込んだつもりでも、書き込みをした人は特定されてしまいます。



スマホやSNSの普及で新たな問題となっているのが、いわゆる“SNSいじめ”。メンバー以外には読むことができないグループトークや誰宛なのかなどを一切書かない悪口ステメ※など。日々の様子や会話から変化・違和感を察することが、早期発見・解決のカギです。もしもそのようなことがあったら、気になった画面をスクリーンショットなどに残して先生や保護者に相談しましょう。

※ ステメ…ステータスメッセージの略で、LINEなどのメッセージアプリのプロフィール欄に書けるひとことメッセージのこと。最近、ステメを使ったいじめやトラブルが増えている。

〇〇さんの話って、おもしろくない？

〇〇さんの話って、おもしろくない！



〇〇さん、なんでくるの？

〇〇さん、なんでくるの！

「？」と「！」をつけまちがえただけで意味が逆になってしまいます。



- iPadは、^{つくえ}机の上で、^{ただ}正しい姿勢で
^め目から30cm以上はなして、^{つか}使いましょう。
- ^{がめん}画面の明るさを^{あか}調整し、
^{ちようせい}調整し、
^へ部屋の^{あか}灯りをつけて ^{まわ}周りも明るくして、
^{がめん}画面に^{しょうめい}照明が^{はんしゃ}反射しないようにして^{つか}使いましょう。
- ^{つか}使う時間を^{じかん}決めて、^き使いすぎないように^{つか}しましょう。
- ^{じかん}1時間使ったら、^{ぶん}10分から^{ぶん}15分は^{きゅう}休けいしましょう。
- ^{きゅう}休けいのはときは、^{ぶんいじょう}1分以上 ^{とお}遠くを見て ^み目を^め休め、
^{やす}目を^{やす}休め、
^{おお}大きくのびをして ^{からだ}体をほぐしましょう。
- ^ね寝る^{じかん}1時間前には ^{つか}使い^お終わるようにして、
^{よる}夜^{よる}おそくまで ^{つか}使わないように^{つか}しましょう。
- iPadを^{つか}使っていて、^め目や^{からだ}体の^{ちょうし}調子が^{わる}悪いな ^{おも}と思ったら
^{かぞく}すぐに^{せんせい}家族や^{せんせい}先生に^{そうだん}相談^{そうだん}しましょう。



がくしゅうよう も かえ やくそく れい 学習用 iPad の持ち帰りの約束（例）

いえ がくしゅうよう も かえ かぞく そうだん き
家に学習用 iPad を持ち帰ったときのルールを、家族で相談して決めましょう。

け やくそく 〇〇家の約束（例）

- つか じかん よる じ
• 使う時間は、夜9時までとする。
- つか じかん き ごうけい
• 使う時間は、iPad とゲーム機 合計で
にち じかん
1日2時間までとする。
- ひつよう み
• 必要のないホームページは見にいかない。
- きどうよう たにん
• 起動用パスコードなどを他人におしえない。
- ぷんつか ぶんきゅうけい
• 30分使ったら10分休憩し、
からだ の め やす
体を伸ばし、目を休める。
- つか ばしょ の もの お
• iPad を使う場所に飲み物を置かない。
- つか お がくしゅうつくえ じゅうでん
• 使い終わったら学習機で充電する。
- うご
• iPad が動かなくなったときやこわ
かぞく がっこう れんらく
れたときは、家族と学校に連絡する。



こ 子供のをやることを一方的に否定するのではなく、これからの時代に
いっぽうてき ひてい じだい
必要な能力を安全に身につけるためにも、家族と一緒に
ひつよう のうりよく あんぜん み かぞく いっしょ
ルールを決めたうえで楽しみ、理解を深めあいましょう！
き たの りかい ふか



じょうほうきき てきせつ かつよう
情報機器を適切に活用するために…

もんぶかがくしょうのじょうほうしどうひょうしめこうもくじょうほうしゃかいの倫理「法の理解と遵守」は、主に「他者への影響を考え、人権・知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つこと」に対応し、「安全への知恵」「情報セキュリティ」は、主に「犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること」「コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解する」に対応しています。（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領開設総則編）

しかし、単に知識や対処の仕方を知るだけではなく、子どもたち同士で考えたり、話し合ったりする時間を持ち、自ら判断し、対応できる力や態度を身に付けることが必要です。

具体的な目標としては、次のような項目が考えられます。

じょうほう ぐたいてきもくひょう
= 情報モラルの具体的な目標 =

- はっしん じょうほう じょうほうしゃかい こうどう せきにな も
発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
- じょうほう かん じぶん たひと けんり そんちよう
情報に関する自分や他の人の権利を尊重する
- じょうほうしゃかい し まも
情報社会のルールやマナーを知る、守る
- じょうほう ただ あんぜん りよう
情報を正しく安全に利用する
- けんこう りゆうい じょうほう きき かつよう
健康に留意して情報機器を活用する
- じょうほうしゃかい きけん めん りかい みまも
情報社会での危険な面を理解し、身を守る
- ふてきせつ じょうほう かいひ たいおう
不適切な情報を回避、対応できる
- じょうほう きほん し たいおう
情報セキュリティの基本を知り、対応できる
- じょうほうしゃかい たい こうきょうてき いしき も たいおう
情報社会に対して公共的な意識を持ち、対応できる



文部科学省「教育の情報化に関する手引 第2章第4節 学校における情報モラル教育」

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」より抜粋



かけがわ型GIGAスクール構想

新たな学びの環境を生かして未来を切り拓く力を育てる

かけがわ学力向上宣言

- その1 生きて働く知識・技能を身に付けます。
- その2 未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力を身に付けます。
- その3 学びを社会や自分の人生に生かそうとする学びに向かう力や人間性を身に付けます。

21世紀を切り拓く力「かけがわ型スキル」をすべての教育活動で発揮

- ①思考力 ②問題解決力 ③意思決定力 ④情報の選択・活用力
⑤コミュニケーション力 ⑥地域や社会で生きるためのキャリア



新たな学びのスタンダード

一人一台端末を効果的に活用した授業改革

	つかむ	追究する	振り返る
	主体的・対話的に学びを深める姿を引き出す指導		指導と評価の一体化
授業展開	問いを引き出す ・導入の工夫 ・ICTの活用 短時間で子どもの「～したい」が生まれる 「なぜ…なのかな。」 「どうすれば…」 「～を考えたいな。」	学び方の工夫 ・学習形態の工夫 ・ICT、教具の利用 「自分の考えは他の考えと比べてどうだろうか？比較したいな。」 「あっ！そうか。その考え方は思いつかなかった。なるほど…」 「もっとこうしてみたらどうだろうか。提案してみよう。」	教師の働きかけ ・補助発問、指示 ・個に応じた支援 「～さんは…ができなくて悩んでいるな。次回はこの資料を活用して支援しよう。」 ・子どもは付いた力の実感と自分の学習の調整 「～ができるようになった。」 「～はなぜ…なのかな？もう少し考えたいなあ。」
	授業を通してかけがわ型スキルを発揮しながら学ぶ ①思考力 ②問題解決力 ③意思決定力 ④コミュニケーション力 ⑤情報の選択・活用力 ⑥地域や社会の中で生きるためのキャリア		
ICTの活用	効果的に問いを共有 ・画像、動画の活用 ・大きく映す etc.	考える材料の確保・多様性の可視化・学習活動の記録 ・インターネット活用 ・資料の共有 ・端末画面の共有 ・アプリ活用 ・写真、動画撮影	・教師へ学習記録の送信 ・学習記録のデータ保存 etc.

学びのユニバーサルデザイン 言語活動の充実 プログラミング教育の充実 キャリアパスポートの活用

ICT環境・GIGAスクールサポーター・ICT支援員



リアル学習とオンライン学習のハイブリッド

G Suite

G Suite for Education

社会に開かれた教育課程の実現



大学や専門家とオンラインで連携し、学びを深化
地域人材と協働的に学び、見方や考え方を広げる
離れた学校の児童生徒と学びを共有
ESDやシチズンシップ教育の機会を広げる

地域社会とつながるオンライン教育、遠隔授業

家庭での一人一台端末の活用



授業記録をデータ保存して持ち帰り、家庭学習に活用
デジタル教材で個別に最適な課題に取り組む
学習履歴をもとに自己の課題発見と学習計画の作成
臨時休校時にオンライン学習を実施して学びを継続

端末の家庭への持ち帰りを前提とした環境整備

家庭・地域社会との協働、小中一貫教育の推進

情報モラル指導モデルカリキュラム表

〈大目標・中目標レベル〉

分類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年
1. 情報社会の倫理	a1～3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ		
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考えて行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考えて行動する
	b1～3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
	b1-1: 人の作ったものを大切に する心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切に する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、 尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
		c2-1: 情報の発信や情報をやりとりする 場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、 絶対に行わない
			c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということ の社会的意味を知り、尊重する
			c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な 判断で行わない
3. 安全への知恵	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に 近づかない	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に 意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容が わかり、避ける
	d1-2: 不適切な情報に出合わない 環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出合った ときは、大人に意見を求め、 適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であるもの を認識し、対応できる
	e1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める		
		e2-1: 情報には誤ったものもある ことに気づく	e3-1: 情報の正確さを判断する 方法を知る
	e1-2: 知らない人に、連絡先を 教えない	e2-2: 個人の情報は、他人にも らさない	e3-2: 自他の個人情報を、第三 者にもらさない
	f1～3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる		
	f1-1: 決められた利用の時間や 約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を 決め守る	f3-1: 健康を害するような行動 を自制する
			f3-2: 人の安全を脅かす行為を 行わない
	4. 情報セキュリティ	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	
		g2-1: 認証の重要性を理解し、 正しく利用できる	g3-1: 不正使用や不正アクセスさ れないように利用できる
h3: 情報セキュリティの確保の ために、対策・対応がとれる			
			h3-1: 情報の破壊や流出を守る 方法を知る
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2～3: 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		
		i2-1: 協力し合ってネットワー クを使う	i3-1: ネットワークは共用のもの であるという意識を持って使う

※コードについて (例, a1-1)

【1桁目の文字】
a～i: 大目標項目

【2桁目の数字】

校種・学年 (L1～L5)
1: L1 (小学校低学年: 1～2年生)
2: L2 (小学校中学年: 3～4年生)

3: L3 (小学校高学年: 5～6年生)
4: L4 (中学校 (高等学校を含む場合もある))
5: L5 (高等学校)

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。
各目標の詳細は、Webページをご覧ください。<http://jnk4.info/www/moral-guidebook2007/>

L4: 中学校	L5: 高等学校
a4～5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
b4～5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	
c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
d4～5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する
d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2: トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
e4～5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
e4-1: 情報の信頼性を吟味できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
f4～5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
g4～5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
h4～5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
i4～5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する



【3桁目の数字(ハイフンの後の数字)】
大目標項目内の一連番号

たとえば、コードa1-1は次を表す。
大目標項目a1: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ(小学校1～2年生)
中目標項目a1-1: 約束や決まりを守る(小学校1～2年生大目標項目a1の1番目の中項目)

ホームページリンク集



本冊子の参考にさせていただいたホームページ

情報モラル教育

文部科学省

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/syotou/056/shiryo/attach/1249674.html



国民のための情報セキュリティサイト

総務省

https://www.soumu.go.jp/mein_sosiki/joho_tsusin/security/basic/service/06.html



国民のための情報セキュリティサイト（キッズサイト）

総務省

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/



インターネットトラブル事例集（2021年版）

総務省

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf



ネット社会の歩き方／冊子教材

一般社団法人 日本教育情報化振興会

<https://www2.japet.or.jp/net-walk/booklet/index.html>



5分でできる著作権教育

共益社団法人著作権情報センター（CRIC）

一般社団法人日本教育情報化振興会（JAPET）

<https://chosakuken.jp/index.html>



みんなのための著作権教室

共益社団法人著作権情報センター（CRIC）

<https://kids.cric.or.jp/index.html#>



事例で学ぶ Net モラル

広島県教科用図書販売株式会社

GIGA スクール構想 持ち帰り学習対応 特設版

<https://www.hirokyou.co.jp/netmoral/giga2020>



掛川市教育委員会 学校教育課 指導係 GIGA 班

電話番号 0537-21-1156